

新潟県、富山県、石川県、福井県 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

石川県能登地方を震源とする地震に伴う新型コロナ
ナワクチン接種の委託料請求の取扱いについて

標記について、特例臨時接種の実施に当たり、全国知事会と公益社団法人日本医師会にて「新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書」（以下「集合契約」という。）を令和3年2月12日付けで締結しているところです。

集合契約第6条において、接種を実施した医療機関等が市区町村に対して委託料を請求する場合には、接種した月の翌月10日までに請求書等及び予診票を市区町村又は国保連合会（代行機関）に提出することとされているところですが、今般の震災により請求することが困難な場合の対応は下記のとおりとしますので、貴県においては、管下市町村に対する周知方よろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡については、全国知事会及び公益社団法人日本医師会と調整済みであることを申し添えます。

記

○委託料の請求を接種した月の翌月10日までにできない場合、特例臨時接種が終了する予定の令和6年3月接種分の請求期限である4月10日までに請求を行えば、集合契約に従って支払いを行うものとする。

○請求に必要な予診票を震災により喪失したために請求できない場合、以下の例を参考に、関係者間で調整の上、予診票の提出に代わる何らかの方法により請求を行うものとする。

- ・接種にかかる診療録の写しの提出
- ・震災発生前にVRSに登録した情報の確認
- ・被接種者が所持している接種済証等の確認